

3番 菊池孝広でございます。

今年の夏は、特にも暑さが厳しく、鳥獣被害を含め農作物への影響が心配されております。その対策に、中居町長はじめ、職員の方々のご努力されていることに感謝申し上げます。

私は、第3回町議会定例会の開催にあたり、3点一般質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

## 1 行政連絡区の見直しについて

地域で生活していくための必要な情報は、町広報誌、ぴーちゃんねつなどによって、さまざまな情報を得ているところであります。

近年、少子高齢化や空家の増加などにより、地域によっては著しい人口減少のため、行政連絡区として立ち行かなくなってきたところがあり、これまでのやり方では、地域での生活が難しくなっていくと考えられます。

このことから、地域コミュニティの維持を図るためにも、町と自治会等地域との連携を図れるような体制づくりが必要と考えます。その一つとして、行政連絡区に区長制を設け、地域への依頼、地域からの声や、提案など

地域からの発信や発言ができるような体制づくりが必要と考えます。地域の皆さんが生活しやすいようにするため、行政連絡区の再編を含めて見直しをすべきと考えますが、中居町長の見解をお伺いします。

## 2 町村合併 70 周年記念事業について

昭和 31 年 9 月 30 日に岩泉町と大川村、小本村、安家村、有芸村の一町 4 カ村が合併し、翌年に小川村の合併により、現在の岩泉町となったところであります。岩泉町にとりましては、この合併 70 周年は、非常に大きな節目であります。

この間、大災害等様々な問題に、先輩方が立ち向かい、克服し、そして今日の岩泉町があります。

町村合併 70 周年を祝い、そして、振り返りながら、今までのご苦勞に感謝するとともに、町民皆さんで喜びたいところであります。

70 周年を迎えるにあたり、来年のことではありますが、今年度から取り組む必要のある事業もありますので、どのように取り組んでいくお考えか、中居町長の見解をお伺いします。

また、70周年を迎えるにあたり、これを機会に町の歴史を再確認していくためにも、町史編纂室を設けて資料の整理を行い、後世に伝えていくべきであると考えます。息長く根気強い資料調査・収集活動が必要と思われれます。地道な仕事ではありますが、町の歴史をまとめていくことは大事なことであると考えますが、中居町長の見解をお伺いします。

### 3 農作物等への鳥獣被害防止対策について

野生鳥獣の農作物等への被害により、日常生活を含め農家の方々が大変困っている状況にあります。このことから町の鳥獣被害防止にかかる計画について、捕獲頭数や、被害カ所等の現状を含め、被害防止対策をどのように進めていくお考えかお伺いします。

また、国では捕獲鳥獣の有効活用を推進していると聞いておりますが、町の捕獲鳥獣の有効活用をどのように進めていくお考えか中居町長の見解をお伺いします。

以上で、本席からの質問を終わります。

### 3番 菊池 孝広 議員の御質問にお答えします。

はじめに、行政連絡区の見直しについてであります。議員御案内のとおり、少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティの維持、あるいは、様々な地域活動等に影響が出始めてきているものと認識しております。

現在の行政連絡区は、基本的には自治会等の地縁関係を勘案した区割りとしており、それぞれ行政連絡員を配置し、町民の皆様に対する広報紙の配付など、様々な行政情報の連絡などを行っていただくとともに、町への要望事項等をお知らせいただくなど、町と町民の皆様のパイプ役を担っていただいております。

一方、自治会につきましては、それぞれの自治会において、特色ある自治会活動を展開していただいているものと認識しており、町としましては、防犯灯、ゴミステーションの設置等についての支援や、地域振興協議会を通じ、公民館の維持管理等に対する支援など、きめ細かな行政支援を行っているところであります。

また、町と自治会等との連携につきましては、地域振興協議会を核としながら、各自治会からの御意見をいただき、その課題解決や活性化に向けて、地域と双方向での連携を通じ、様々な取組を行っており、それぞれの地域の特色を生かした地域づくりが進められてきているものと認識しております。

御提案のありました区長制につきましては、地域からの声を直接お聞きする仕組みを構築する上で、有効なアイデアの一つであると存じますが、現に各自治会の発案で連絡員を2名配置して活動しているところもありますので、地域振興協議会や自治会等の考え方、また、それぞれの事情に応じた自主的な取組を尊重しながら、行政連絡区の今後の在り方について、研究してまいりたいと考えております。

次に、町村合併70周年記念事業についてであります。本町は、令和8年9月30日に町村合併70周年を迎えます。

この節目の年に、これまで町勢発展に尽力された方々への敬意と感謝を表するとともに、町民の皆様と記念の年を祝い、本町の新たな時代を創るスタートにしたいと考えております。

昭和51年の合併20周年では「岩泉町民憲章」が制定され、その最後の一章には「岩泉の未来を信じ 互いに助け合い 希望に満ちたまちをつくります」と掲げております。

70周年を迎える今、その精神を受け継ぎ、町民の皆様とともに、希望あふれるまちづくりに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

1点目の記念事業の取組状況につきましては、既存の

事業を70周年記念事業と位置付けて行うものと、町が特別に実施する事業を想定しております。

両事業とも、現在、各部署において実施内容の検討を行っているところであり、メインとなる記念式典などについては、令和8年度当初予算編成に向け、事業内容を精査していくこととしております。

本年度の取組状況といたしましては、現在、記念誌の発行に向け、企画内容の検討や、取材対象の調整などを行っているところであります。

また、新たな組織として「町史編纂室」を設けることの御提言についてであります。町がこれまでに発行した「岩泉地方の古文書」及び「岩泉地方史」は、おおむね江戸末期までを対象としており、歴史記録に空白を生じさせることを避けるためにも、明治時代以降の近現代史について調査を行い、記録・公開することが必要であると認識しております。

現在、学識経験者の方々から指導・助言をいただきながら、本調査に鋭意取り組んでいるところであり、非常に時間を要する作業ではありますが、当面は現行体制の中で、調査を着実に進めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に農作物等への鳥獣被害防止対策についてですが、令和6年度における野生鳥獣の農作物被害額は約

3,446万円であり、令和5年度と比較し、約1,420万円、率にして70パーセント増加しており、被害の多い品目は、野菜、飼料作物、米、果樹の順となっております。

これまでも、野生鳥獣ごとに被害作物や対策について調査・研究し、捕獲等の対応により一定の成果は上げてきてはいるものの、潜在する被害が表面化するなど、被害額は増加傾向にあります。

町では、年々増加する野生鳥獣による被害に対応するため、関係機関等と連携し、岩泉町鳥獣被害防止計画を策定しており、「有害鳥獣の捕獲」「侵入柵等の整備」「生息域環境等の整備」を柱とした被害防止対策に取り組んでおります。

現在、有害鳥獣の捕獲については、岩泉猟友会から推薦いただいた会員65名を「岩泉町鳥獣被害対策実施隊員」に任命しており、年間でニホンジカ2,500頭、イノシシ70頭、カワウ100羽、ツキノワグマについては、県の管理計画による頭数を捕獲する計画としております。

農地への侵入防止柵等の整備につきましては、電気牧柵、侵入防止網、侵入防止柵の購入費用に対し補助を行っており、本年度も申請を受けた24件（7,590メートル）について設置が進められております。

生息域環境等の整備につきましては、緩衝帯整備を進めるほか、広報やぴーちゃんねっと、LINE等を活用し、野生鳥獣の誘因物となる食物残渣や、未収穫作物を放

置しないことなどを周知し、被害防止意識の啓発に努めております。

また、岩泉猟友会と共同で、野生鳥獣の生態と季節ごとの行動等を取りまとめた「いわずみ獣害カレンダー」を作成し、全世帯と関係機関等に配布したところであります。

捕獲鳥獣の有効活用についてであります。町内で活動する地域おこし協力隊の方が法人を立ち上げ、ニホンジカの処理加工施設の整備に着手しており、町も補助を行うなど、事業開始に向けた支援を継続してまいります。

また、町内の民間事業者でも、角や皮等を活用した製品作りに取り組んでいるとお聞きしておりますので、原料の入手などについて、広く支援ができるよう取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。